

# 後期高齢者医療保険料について

## ■普通徴収(納付書払いまたは口座振替)の人に暫定保険料額決定通知書をお送りします(4月中旬予定)

平成30年度の年間保険料額は、平成29年中の所得金額をもとに算出しますが、年度当初、所得金額が確定していないため、平成29年度の年間保険料額の12分の3に相当する額を、4月から6月にお支払いいただきます。これを暫定徴収といいます。7月以降は、確定した年間保険料額から暫定徴収分を差し引いた額を、年度末までの各納期にお支払いいただきます。これを本算定徴収といいます。



## ■特別徴収(年金天引き)による支払いについて

公的年金を年額18万円以上受給している人は年金から保険料を天引きします。これを特別徴収といいます。しかし、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超える場合は、特別徴収の対象になりません。新たな対象者には「特別徴収開始通知書」をお送りします。75歳になった人、転入した人など新たに被保険者となる人は、特別徴収への切り替えができるまで、しばらくの間、普通徴収となります。



## ■特別徴収の納付月

仮徴収(4月、6月、8月) …所得金額が確定するまで、原則、平成30年2月分の保険料額と同じ額を4月・6月・8月に年金から天引きします(平成30年2月に特別徴収された人が対象)。

本徴収(10月、12月、2月) …確定した年間保険料から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて年金から天引きします。

## 平成30・31年度の保険料率が決まりました

保険料率は、医療給付費を推計して2年ごとに見直されます。平成30・31年度の保険料率は、長野県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の議決を受け、次のとおり平成28・29年度の保険料率を据え置きました。

<b>均等割額</b> 一人あたり <b>40,907円</b>	+	<b>所得割額</b> 賦課のもととなる所得金額 × 8.3%	=	<b>年間保険料</b> (限度額62万円) 100円未満切り捨て	※保険料額の上限となる賦課限度額は、平成29年度は57万円でした。
--	---	------------------------------------	---	---	-----------------------------------

問合せ●医療保険課(内線1175・1179)

## 平成30年度 高齢者用肺炎球菌予防接種のおしらせ

高齢者用肺炎球菌ワクチン定期予防接種の予診票は、6月下旬に今年度対象者へ送ります。接種は4月からできますので、早めの接種を希望する人など、詳しくは、お問い合わせください。  
**対象者**…平成30年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる人

問合せ●  
健康推進課  
(内線1182)

## 長野県民交通災害共済にご加入ください

この共済は、会費を納めて会員になった人が、万が一交通事故にあった場合にお見舞金を支給する制度で、岡谷市に居住する人ならどなたでも加入できます。

年会費…1人400円

見舞金…実入院・実通院2日以上  
2万円～最高100万円(※死亡時)

申込み…市民環境課窓口、湊・川岸・長地支所、駅前出張所で受け付けています。

### 【小中学校の児童・生徒がいるご家庭へ】

年会費…1人100円(団体加入)

資格…岡谷市に住民登録があり、市内の小中学校に在学する児童・生徒

申込み…在学している小中学校ごとの団体加入となります。(4月から)

※市外の小中学校に在学する児童・生徒は団体加入できません。一般加入(年会費:1人400円)になります。

### 【未就学児のいるご家庭へ】

平成30年4月1日現在で岡谷市に住民登録のある未就学児は、市で会費を負担して加入手続きをします。4月2日以降に出生・転入の場合も、市が手続きをします。不明点はお問い合わせください。

※会員期間は会費納入の翌日から平成31年3月31日までです。

問合せ●市民環境課(内線1166・1172)

## 国民健康保険の制度が変わります

平成30年度から、国民健康保険は、平成27年5月に公布された「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、これまでの市町村単位の運営から、財政の安定化と被保険者の保険税負担の変動の軽減を図るため、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる、県単位の運営に変わります。

### ●県と市町村の役割分担

県は、国民健康保険（国保）の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保に向け、運営方針を定め、その方針に基づき市町村とともに国保運営を行います。これまで行ってきた各種届出（資格の取得・喪失、給付などの申請）や国保税の賦課・徴収は、これまでどおり市町村が行います。なお、現在使っている被保険者証などは、4月以降も引き続き使用できます。

県のおもな役割	市町村のおもな役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 財政運営の責任主体</li> <li>● 国保運営方針に基づいて事務の効率化、標準化、広域化を推進</li> <li>● 市町村ごとの標準保険税率の算定・公表</li> <li>● 保険給付費等交付金を市町村へ支出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国保の加入・喪失などの受付、被保険者証などの発行</li> <li>● 保険給付（療養費など）の決定・支給</li> <li>● 健康づくり事業（特定健診など）</li> <li>● 国保税の賦課、徴収</li> <li>● 国保事業費納付金を都道府県に納付</li> </ul>

### ●岡谷市国民健康保険税の税率を改定しました

新制度施行に伴い、国民健康保険税の算定方法も、これまで各市町村が単独で収支などから算定していた方法から、各市町村が県に納める国保事業費納付金を基に、県が提示する標準保険税率を参考に、市町村ごとに算定する方法に変わります。岡谷市では、県から示された標準保険税率に準じた税率への改定を行いました。その結果、国民健康保険税は、平成30年度から1人あたり年平均で2,582円、2.38%増の改定となります。加入者のみなさんには、ご負担をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



### ●平成30年度の税率について

区分	平成29年度	⇒	平成30年度
基礎分 (医療分)	所得割	7.2%	7.47%
	資産割	20.0%	19.15%
	均等割	17,300円	17,400円
	平等割	17,400円	16,400円
後期高齢者 支援金等分	所得割	1.9%	2.27%
	資産割	4.0%	4.51%
	均等割	5,600円	6,800円
	平等割	5,000円	5,600円
介護納付金分	所得割	2.0%	1.84%
	資産割	4.4%	3.95%
	均等割	6,200円	6,100円
	平等割	5,800円	5,100円

※改定後の税率が適用されるのは、4月から来年3月までの1年分ですが、4月から6月の3か月分については、暫定課税であるため、旧税率（前年度課税の12分の1相当額ずつ）で計算します。そのため、7月の本算定時に、新税率で1年間の税額を算定し、暫定課税の額を差し引いた税額を7月以降に納付していただくことになります。

問合せ●医療保険課(内線1186・1189)

### 岡谷市福祉タクシーの利用案内

高齢者や障がいのある人が、地域とつながりを持ちながら、生き生きと生活ができるよう、移動手段として、タクシー会社の協力を得て「福祉タクシー運行事業」を実施しています。

利用できるのは、岡谷市に住所がある満80歳以上の人と、障害者手帳などをお持ちの人です。

利用方法など、詳しくはお問い合わせいただくか、「岡谷市暮らしの便利帳」をご覧ください。

問合せ●社会福祉課(内線1263)

### 入院時の食事代の自己負担額が変わります

4月1日から、入院時の食事代の自己負担額が「1食につき360円」から「1食につき460円」に変わります。

※住民税非課税世帯、指定難病・小児慢性特定疾病患者などは、これまでと変更ありません。

問合せ●医療保険課(内線1175・1189)

## 男女共同参画審議会 委員募集

男女共同参画に関する基本的かつ重要事項の調査審議をする「岡谷市男女共同参画審議会」の委員を募集します。

募集人員…3名程度

任期…2年(平成30年6月3日から2年間)

応募資格…市内在住で、男女共同参画に興味(関心)があり、ほかの審議会などの委員になっていない人

応募方法…任意用紙に住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記のうえ「私の考える男女共同参画」をテーマにレポート(800字程度)を添えて、企画課まで持参、または郵送、Eメール(kikaku@city.okaya.lg.jp)で提出してください。

応募締切…5月7日(月)必着

問合せ●企画課(内線1528)

## ~~~~~ 「年金」…こんな時は届け出を! ~~~~~

現在のあなた	こんなとき (年金・種別が変わります)	変更後のあなた	届け出先
20歳になった	学生、自営業、自由業、無職などである	第1号被保険者	市民環境課または岡谷年金事務所
	厚生年金や共済組合などに加入している配偶者に扶養されている	第3号被保険者	配偶者の勤務先
第1号被保険者	就職して厚生年金や共済組合などに加入した	第2号被保険者	勤務先
	結婚や減収で厚生年金や共済組合などに加入している配偶者の扶養となった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
第2号被保険者	会社を退職した	第1号被保険者	市民環境課または岡谷年金事務所
	退職して厚生年金や共済組合などに加入している配偶者の扶養となった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
第3号被保険者	増収や離婚などで配偶者に扶養されなくなった	第1号被保険者	市民環境課または岡谷年金事務所
	配偶者が厚生年金や共済組合などに加入していた会社を退職した		
	配偶者が65歳になり第2号被保険者ではなくなった	第2号被保険者	勤務先
	就職して厚生年金や共済組合などに加入した		
配偶者が転職などで加入する年金制度が変わった	第3号被保険者	配偶者の新しい勤務先	

問合せ●岡谷年金事務所 ☎23-3661

行政

健康

環境

仲間

## 健康 ひと回メロ

No.486

### 膠原病ってどんな病気?

これまでに「膠原病」という名前を聞いたことはあるかと思いますが、実際にどんな病気なのか、ご存じの人は少ないかもしれません。

膠原病とは一つの病気を指しているわけではなく、免疫の異常から全身の臓器に病変が現れる病気の総称です。顕微鏡で見ると、細胞と細胞の間にある結合組織、すなわち膠原繊維に炎症を起こしていることが多いため、膠原病という名前がつけられました。広い意味では、関節リウマチもこのなかに含まれます。

人体には、身体に侵入してきた細菌やウイルスを、異物として認識し排除しようとする「免疫」という機能が備わっていますが、膠原病は、何らかの原因で自分自身の正常な細胞や組織を異物として認識し攻撃してしまう、「自己免疫反応」が起こることによって発症します。一部の膠原病では遺伝的な要因も考えられるようになりましたが、膠原病の発症には、ウイルス感染や紫外線の暴露などの、環境因子も関与しているといわれています。

膠原病が疑われる場合、まずは血液検査が必要です。一般の白血球数や赤沈、C-反応性蛋白などの炎症反応だけでなく、リウマチ因子や抗核抗体などの自己抗体の測定も行われます。それ以外にも尿検査や胸部レントゲン検査など、いろいろな検査が必要となります。

症状としては、個々の病気によって異なりますが、共通の症状としては、原因不明の発熱、全身倦怠感、関節痛、レイノー現象(寒さに当たると指先が白くなる症状)などで、それ以外に筋力の低下や筋肉痛、皮疹、皮膚の硬化、眼や口の渇き、脱毛、口内炎、日光過敏なども膠原病の重要な症状です。関節の腫脹があれば、関節リウマチの可能性が高いです。

治療としては、全般的には副腎皮質ステロイドホルモンを使用することが多いですが、消化管障害、感染症、骨粗しょう症などの副作用だけでなく、高血圧症、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病といわれる病気を併発する場合もあるため、注意しながら治療を行います。ステロイド治療が効果不十分の場合は、免疫抑制剤が使われることもあります。が、やはり感染症などの副作用に注意しなければいけません。このほか、関節リウマチには抗リウマチ薬が使われます。

膠原病の初期症状は、感冒など、ほかの病気と似ていることが多いので、気になる症状があれば、主治医に相談してみてください。

(医師会)

## 男女共同参画「出張フォーラム」実施団体募集！～あなたの団体・サークルなどに講師を派遣します～

だれもお互いの人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画によるまちづくりを進めるため、職場、地域、学校、サークルなどの集まりに講師を派遣します。講師の謝礼は市で負担しますので、お気軽にご利用ください。

**対象**…市内在住、在勤者を含む概ね20名以上の団体、グループ(営利目的、政治宗教活動の集会は対象外)

**定員**…概ね6団体

**開催時間**…1～2時間程度(土・日・祝日、夜間でも可)

**内容**…市が指定会場へ講師を派遣します。会場確保は主催者側で行ってください。講師謝礼は市が負担します(上限あり)。具体的なテーマが決まっていなくても応募できます。(講師やテーマは主催者のみなさんと相談して決めます)

〈テーマ例〉「みんなで助け合って子育て・介護」「発展途上国から学ぶ共同参画」「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を進めよう」「企業におけるセクハラ防止」「地域づくりは男女共同参画で」など

**応募期限**…4月23日(月)

※詳細はホームページで確認、またはお問い合わせください。

申込み・問合せ●企画課(内線1528)

## 『第3次岡谷市環境基本計画』のさらなる推進を！

岡谷市がめざす環境の姿を実現するための、6つの基本目標を紹介します。さらなる推進に向け、市民・事業者・行政が一体となって、自主的・積極的に取り組んでいきましょう。



### 6つの基本目標



わたしたちがめざす 将来のまちの姿

### 『あふれる緑と清らかな水につつまれたまち』

#### 1. かけがえのない地球環境を守るまち《地球環境の保全》

深刻化する地球環境問題を真剣に受け止め、エネルギーの有効活用などを通じて、地球環境に配慮したまちをめざします。



#### 2. 豊かな自然とふれあえるまち《自然環境の保全》

豊かな自然環境に恵まれた岡谷市を、将来にわたって適切に引き継いでいくために、保全を図ります。



#### 3. 安全で安心なすがすがしいまち《生活環境の保全》

公害や健康被害のない、安全で安心な生活環境を維持するため、公害防止策の実施や周知を行います。



#### 4. ものを大切にすまち《循環型社会の構築》

限りある資源を大切に有効に利用し、同時に廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化を推進し、循環型社会の構築を推進します。



#### 5. 美しさと潤いのあるまち《快適環境の形成》

住み心地のよい、美しく潤いのある快適な生活環境創りのため、優れた景観の保全、創出、緑化、美化などに取り組みます。



#### 6. みんなが環境保全に参加するまち《参加と協働》

地球環境のことを考え、身近なまちづくりから循環型社会を定着させるなど、幅広い活動が必要となります。市民、事業者、行政が一体となって推進していきます。



悪臭や大気汚染、有害物質の発生を防止するため、焼却施設以外でごみなどを燃やす「野焼き」は法律で禁止されています。少量の落ち葉や農家ででの稲わらの焼却などは、例外として認められていますが、煙や臭いはトラブルの原因にもなります。時間帯や風向きに注意し、できるだけ乾燥したものを少量ずつ焼却するなど、近隣の迷惑にならないよう十分配慮しましょう。

問合せ●市民環境課(内線1142・1143)